

令和7年度 わたしたちの暮らしと県税

山形日和。



●Step1
税金のしくみ

●Step2
税金の分類

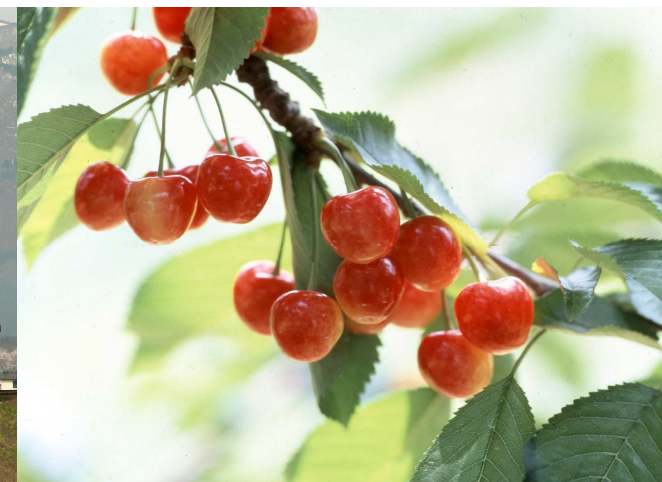
●Step3
県の予算について

●Step4
正しい申告・確かな納税

◎山形県ホームページ

山形県 税

検索



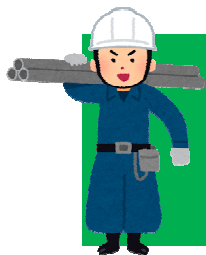
Step1 税金のしくみ

どんなところに税金が使われているのか見てみよう



学校教育

- ・小学校・中学校・高等学校の建設
- ・よりよい教育環境の整備



快適で住みよい街づくり

- ・街路や公園の整備



社会福祉

- ・お年寄りや身体の不自由な方のための施設
- ・子育て支援のための保育所



生活の安全

- ・犯罪の防止、交通安全
- ・災害から人命や財産を守る

税金は私たちの暮らしに
大きく役立てられてるんだね。



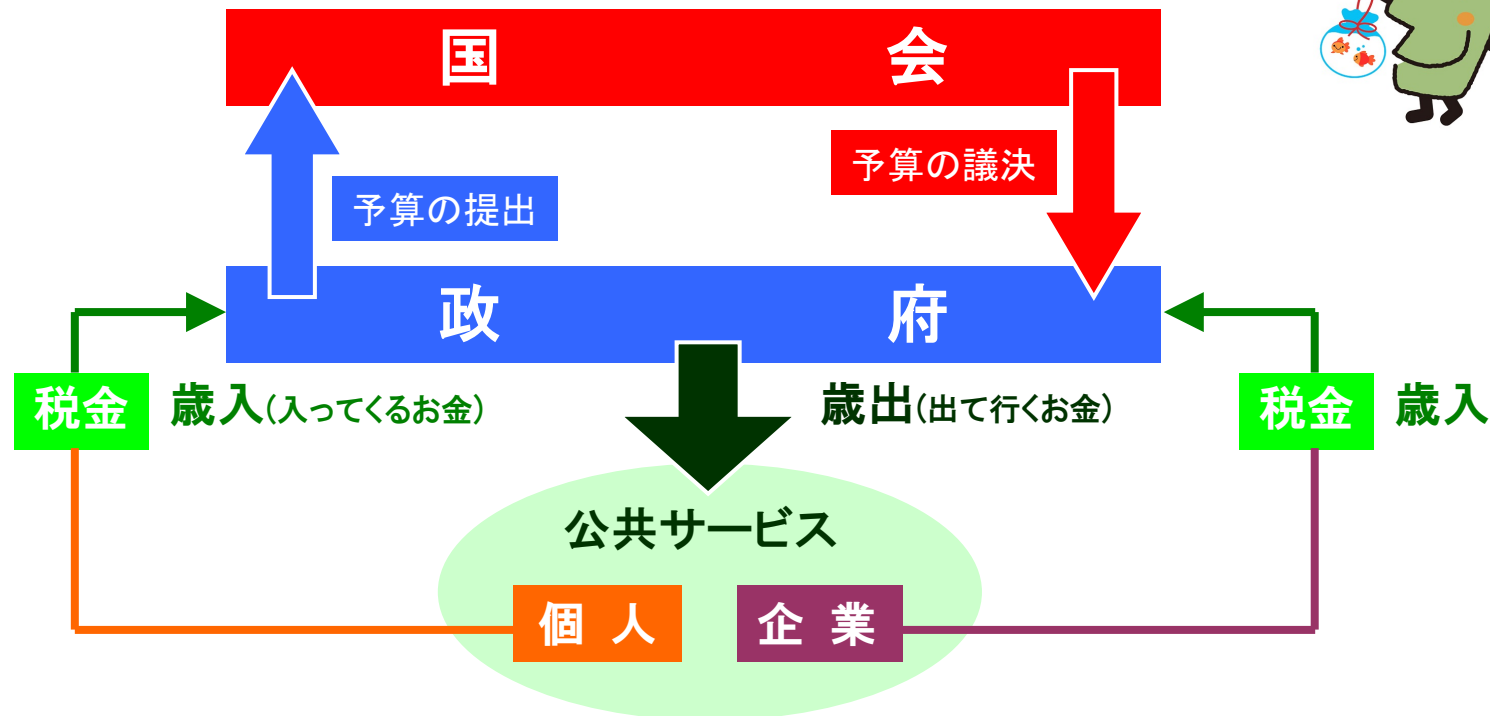
Step1 税金のしくみ

税金の使いみちはどうやって決められているのか知っておこう

毎年、国や地方公共団体(県・市町村)は、予算を編成して、国民の代表機関である国会や地方公共団体の議会に提出し、慎重な審議を受けて議決されます。

この議決を経てはじめてその年度の活動ができるわけです。
このように、税金の使いみちは**民主的に決定**されています。

国民の代表者が、しっかり話し合っているのね。



Step1 税金のしくみ

日本の現状を把握しよう

日本の高齢化は、世界に例を見ない程急速に進んでいます。

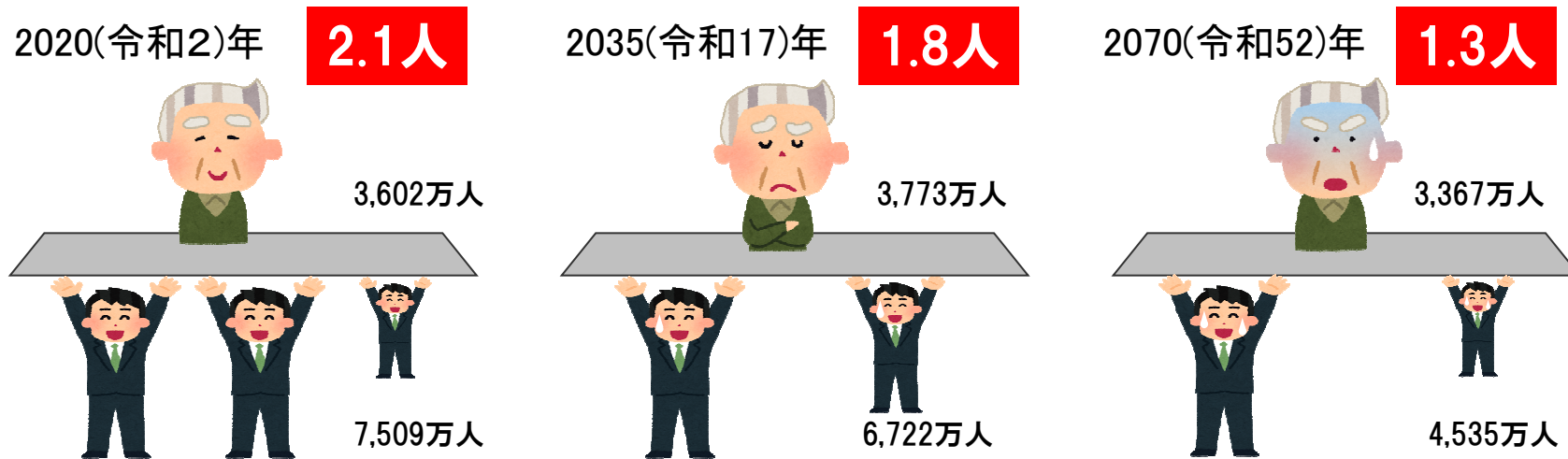
同時に出生率の低下により、**2030年頃には、国民の3人に1人が65歳以上の高齢者**になることが予測されています。

このことが、これからの社会に大きな問題を投げかけているのです。

その問題の一つは、医療費等といった高齢者のための社会保障の費用が増えていくことです。

この費用の財源は、私たちの納める税金ですが、もう一つの問題は、その税金を負担する主な働き手(15歳～64歳)が減っていくことです。そのことにより、働き手一人ひとりの税負担が重くならざるをえません。

働き手と高齢者の比率(全国)



令和2年には、65歳以上のお年寄り1人を約**2.1人**の働き手で支えていましたが、**令和52年には約1.3人**で支えることになります。



Step2 税金の分類

税金の分類を見てみよう

税金には、国税と地方税
(県税・市町村税)があるのね。



▼働いて給料を得ると...

納めるところが
国か県・市町村かによって
異なります。

国

国 税

所得税

地方公共団体
(県・市町村)

地方税

個人県民税
(県税)

個人市町村民税
(市町村税)

Step2 税金の分類

税金にはどんなものがあるのか、詳しくみてみよう

◆主な税目		直接税	間接税
地方税	国税	●所得税 ●森林環境税 ●法人税 ●相続税 ●贈与税	●消費税 ●自動車重量税 ●酒税 ●関税 ●たばこ税 ●印紙税 ●揮発油税
	県税	●県民税(個人・法人) ※ ●事業税(個人・法人) ●不動産取得税 ●自動車税環境性能割 ●自動車税種別割 ●鉾区税 ●狩猟税	●地方消費税 ●県たばこ税 ●ゴルフ場利用税 ●軽油引取税 ●産業廃棄物税
	市町村税	●市町村民税(個人・法人) ●固定資産税 ●軽自動車税種別割 ●都市計画税	●市町村たばこ税 ●入湯税

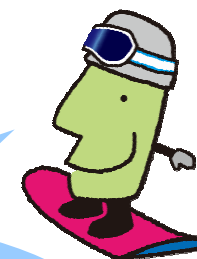
※県民税は、やまがた緑環境税を含みます。

直接税

税を納める義務がある人と、
税を負担する人が**同じ**税

間接税

税を納める義務がある人と、
税を負担する人が**異なる**税



税金には、国に納める税金(**国税**)と、地方公共団体に納める税金(**地方税**)があります。
地方税はさらに、県に納める税金(**県税**)と市町村に納める税金(**市町村税**)に分かれます。
ここからは、県税を中心に見ていきましょう。

Step2 税金の分類

県税について詳しくみてみよう

		税 目	内 容
直 接 税		個人県民税	・個人に対して課税されるもので、所得に応じて課税される「所得割」と一律に課税される「均等割」がある。 ・個人市町村民税と併せて市町村で賦課徴収し、県へ払い込まれる。
		法人県民税	・法人に対して課税されるもので、所得に応じて課税される「法人税割」と一律に課税される「均等割」がある。
		個人事業税	・個人が行う事業に対して、業種により、所得に応じて課税されるもの。
		法人事業税	・法人が行う事業に対して、業種により、所得又は収入に応じて課税されるもの。 ・資本金が1億円を超える法人は、所得等以外に「付加価値」、「資本金」の要素でも課税される外形標準課税となる。
		自動車税環境性能割	・自動車（軽自動車を除く）の取得時に課税されるもので、燃費性能等に応じて税率が決定される。
		自動車税種別割	・自動車（軽自動車を除く）を所有している者に課税されるもので、排気量や乗車定員（バス等）で税率が異なる。
間 接 税		不動産取得税	・不動産（土地・家屋）の取得に対して課税されるもの。
		軽油引取税	・軽油の購入者が負担し、特約業者等を通じて納められるもの。
		地方消費税	・消費税（国税7.8%）と併せて、地方消費税（2.2%）として売上やサービスの提供等に対して課税されるもの。 ・消費税（国税）と併せて国で賦課徴収し、県へ払い込まれる。
		県たばこ税	・たばこの消費者が負担し、日本たばこ産業株式会社や卸売販売業者を通じて納められるもの。

Step2 税金の分類

身近な税金をみてみよう①

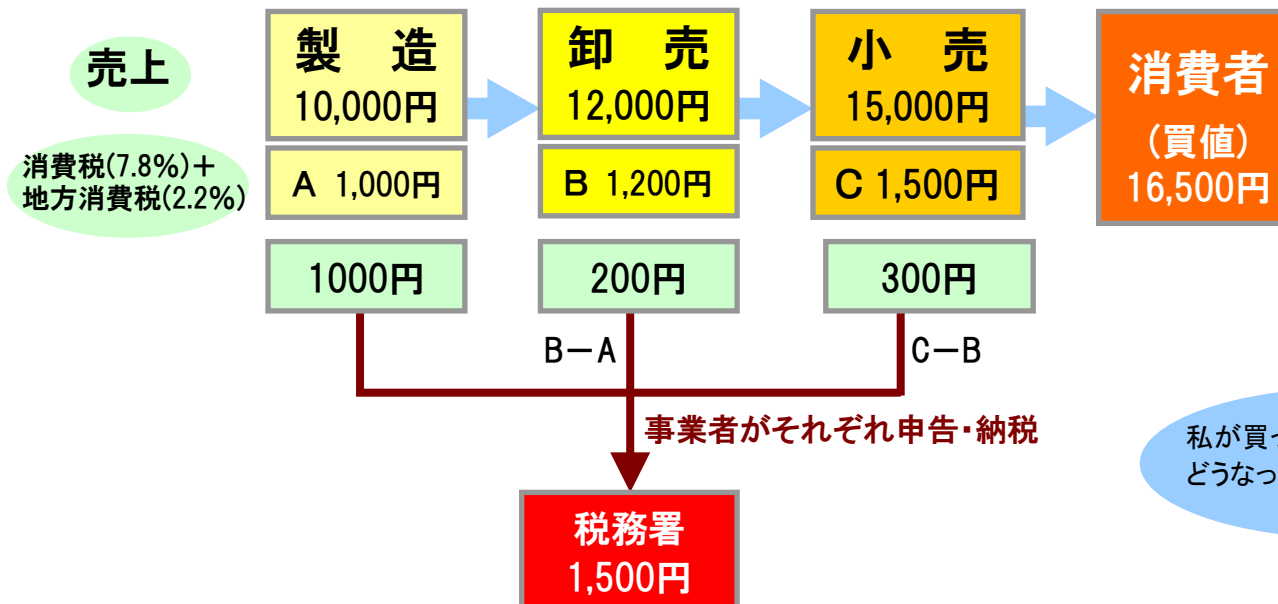
●消費税のしくみ

消費税と地方消費税は、国内でのものやサービスの売り上げにかかる税金で、税率は合わせて10%となっています。

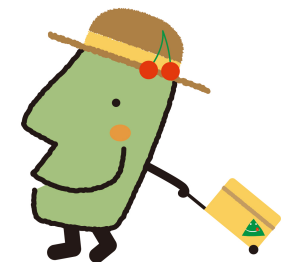
この税金は、下の図のように、売上の各段階で課税され、それぞれの事業者が納めますが、生産・流通の各段階で二重三重に税額がかからないように、売上にかかる税額から仕入れにかかる税額を差し引いて納めるしくみになっています。

こうして納められた税金は、最終的には消費者が負担し、老人医療、年金や介護といった、私たちの身近な地域の暮らしのために使われています。

【「消費税 7.8%＋地方消費税 2.2%」の場合】



私が買ったものの消費税はどうなっているの？



Step2 税金の分類

身近な税金をみてみよう②

●自動車を購入したとき

18歳になれば自動車運転免許を取得することができますが、ここでは、実際に免許を取得して自動車を購入したときに、いったいどのくらいの税金がかかるのか見ていきます。



5月に1,500ccのハイブリッド自動車(新車)を
買いたいけど、税金はどのくらいかな？

自動車税環境性能割は買ったときだけかかる
けど、自動車税種別割は毎年かかるよ！



車の燃料にも税金がかかるんだ。
ガソリンには「揮発油税」(国税)、
ディーゼル車には「軽油引取税」。

●車両価格	2,100,000円
●税金・保険料	49,590円
●消費税・地方消費税	210,000円
○支払総額	2,359,590円

※販売諸費用等(登録手数料、リサイクル料金、各種代行費用等)は、別途発生します。

●税金・保険料の内訳

・自動車税種別割	25,400円(※1)
・自動車税環境性能割	0円(※2)
・自動車重量税(国税)	0円(※3)
・自賠責保険料(37か月)	24,190円
計	49,590円(※4)

※1 自動車税種別割は年30,500円ですが、5月に買うと10ヶ月分の税金のみがかかるため25,400円となります。

※2 課税標準額×税率(0%)

課税標準額は「自動車税環境性能割の課税標準基準額及び税額一覧表」で車種・形式等に応じて定められており、その自動車の新車価格の概ね90%程度となっています。

★★★★かつR12度基準120%達成車の場合、税率は0%です。環境性能が低い自動車の場合、税率が3%で56,700円となります。

※3 重量はエコカー減税対象車で1.0ト超～1.5ト以下の場合。
環境性能が低いエコカー減税対象車以外の場合、36,900円となります。

※4 環境性能が低い自動車の場合、143,190円となります。

Step2 税金の分類

身近な税金をみてみよう③

県民みんなで
支える森づくり



やまがた緑環境税

●やまがた緑環境税

納める人

県内に住所や事務所等がある個人・法人（企業等）〔住民税（県民税均等割）の納税義務者と同じです。〕

納める額

個人・・・1,000円／年

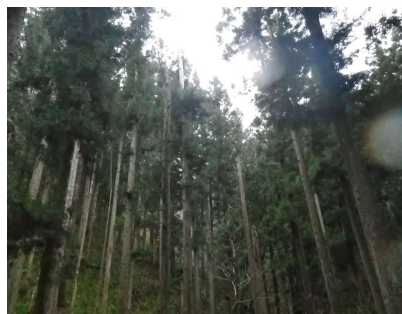
法人・・・県民税均等割額の10%相当額（資本金等の額に応じて）

資本金 等の額	1 千万円以下	1 千万円超 1 億円以下	1 億円超 10 億円以下	10 億円超 50 億円以下	50 億円超
税額／年	2,000 円	5,000 円	13,000 円	54,000 円	80,000 円

納め方

住民税と一緒に納税 〔やまがた緑環境税は住民税に上乗せして納めていただきます。〕

使われ方



森林整備前



森林整備後



森林環境学習

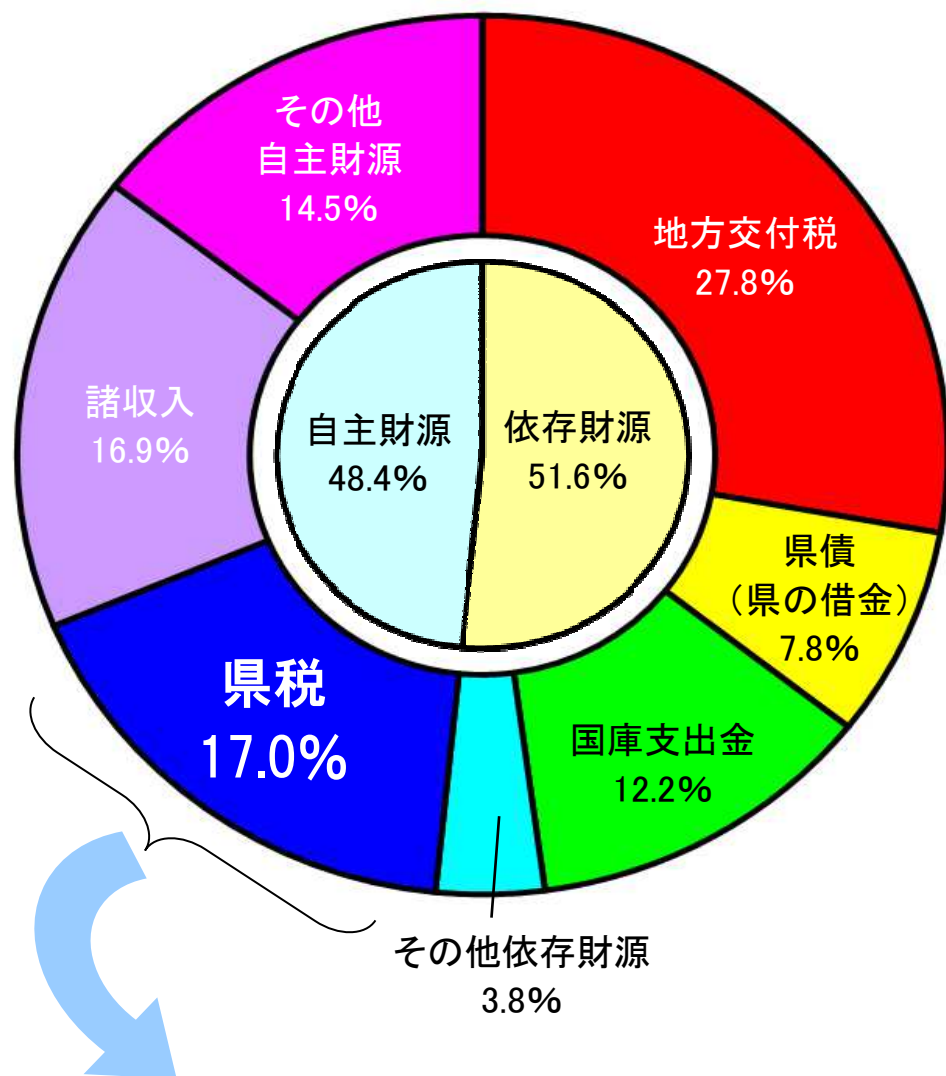


企業による森づくり

Step3 県の予算について

県の歳入予算をみてみよう

国や地方公共団体(県・市町村)はさまざまな仕事を行っています。
これらの仕事を行うために、国や地方公共団体は毎年、収入(これを歳入といいます)と支出(これを歳出といいます)を見積もって予算を立て、この予算にしたがって仕事を進めています。



(四捨五入しているため、合計が一致しない場合があります)

歳入 6,754億円

地方交付税 1,880億円

県債 525億円

国庫支出金 827億円

その他依存財源 254億円

県税 1,150億円

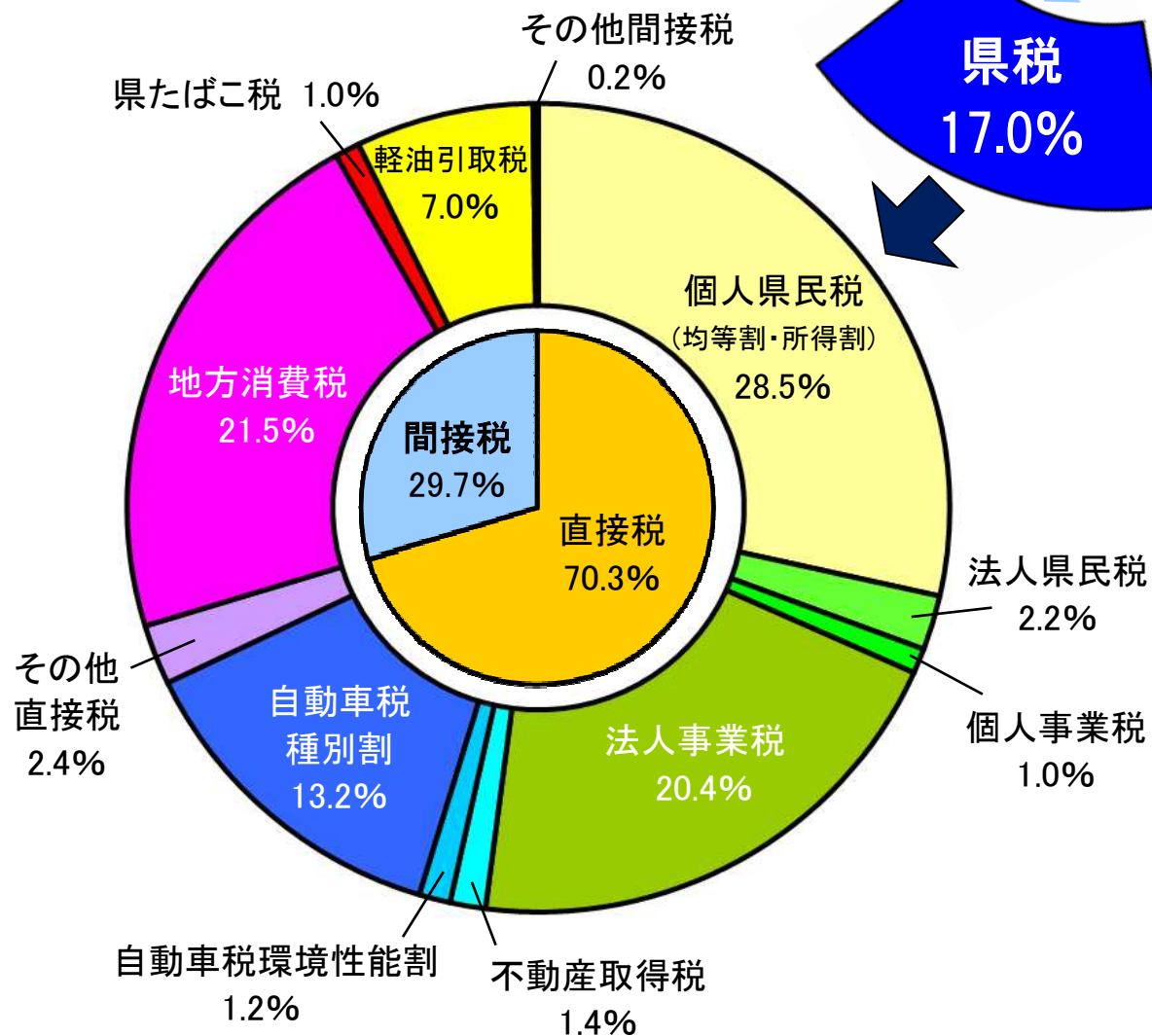
諸収入 1,139億円

その他自主財源 979億円

資料: 山形県財政課「令和7年度歳入予算」

Step3 県の予算について

県税(歳入)の内容をみてみよう



(四捨五入しているため、合計が一致しない場合があります)

県税収入 1,150億円

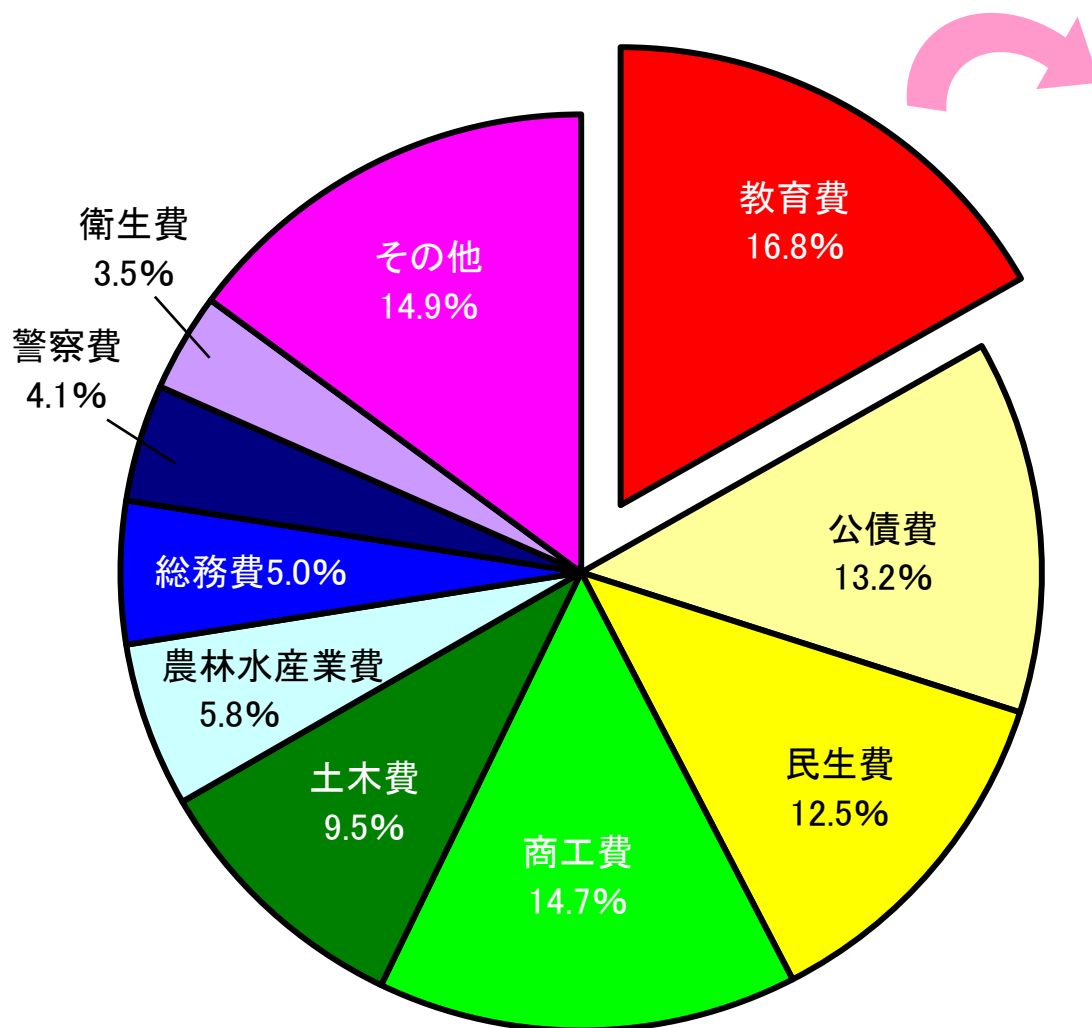
個人県民税	328億円
法人県民税	25億円
個人事業税	12億円
法人事業税	234億円
不動産取得税	16億円
自動車税環境性能割	14億円
自動車税種別割	152億円
その他直接税	(28億円)
地方消費税	248億円
県たばこ税	11億円
軽油引取税	80億円
その他間接税	2億円

※ 個人県民税と法人県民税には、やまがた緑環境税が含まれる。

資料: 山形県財政課「令和7年度歳入予算」

Step3 県の予算について

県の歳出予算をみてみよう



小・中・高校生1人当たりの
国と県の年間教育費負担額

(山形県と国の負担額の合計 令和4会計年度)



小学生
1,300,638円

中学生
1,324,320円



高校生
1,638,947円

資料: 文部科学省「地方教育費調査」

Step3 県の予算について

県民1人当たりの支出額をみてみよう

一般会計の歳出予算を県民1人当たりに換算すると、**675,189円**となります。

どのように使われているのかみていきます。

※山形県の人口は100万340人です(令和7年4月1日現在)

1年間でこれだけ
使われているのね



教育費

113,157円



公債費

88,906円



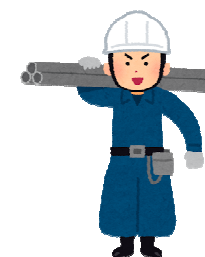
民生費

84,243円



商工費

99,532円



土木費

64,220円



農林水産業費

39,326円



総務費

34,000円



警察費

27,876円



衛生費

23,488円



その他

100,442円

※ 資料: 山形県財政課「令和7年度歳出予算」、山形県統計企画課「山形県の人口と世帯数(推計)」

Step3 県の予算について

県の借金の推移をみてみよう

現在、山形県の借金(県債残高)は、下のグラフのとおり令和6年度末で総額約1兆1,388億円に達すると見込まれています。
この額は、県の税収の約10年分に相当する計算になります。

令和7年度 県債残高

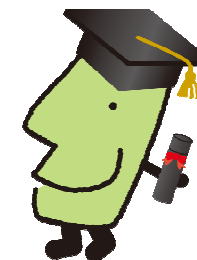
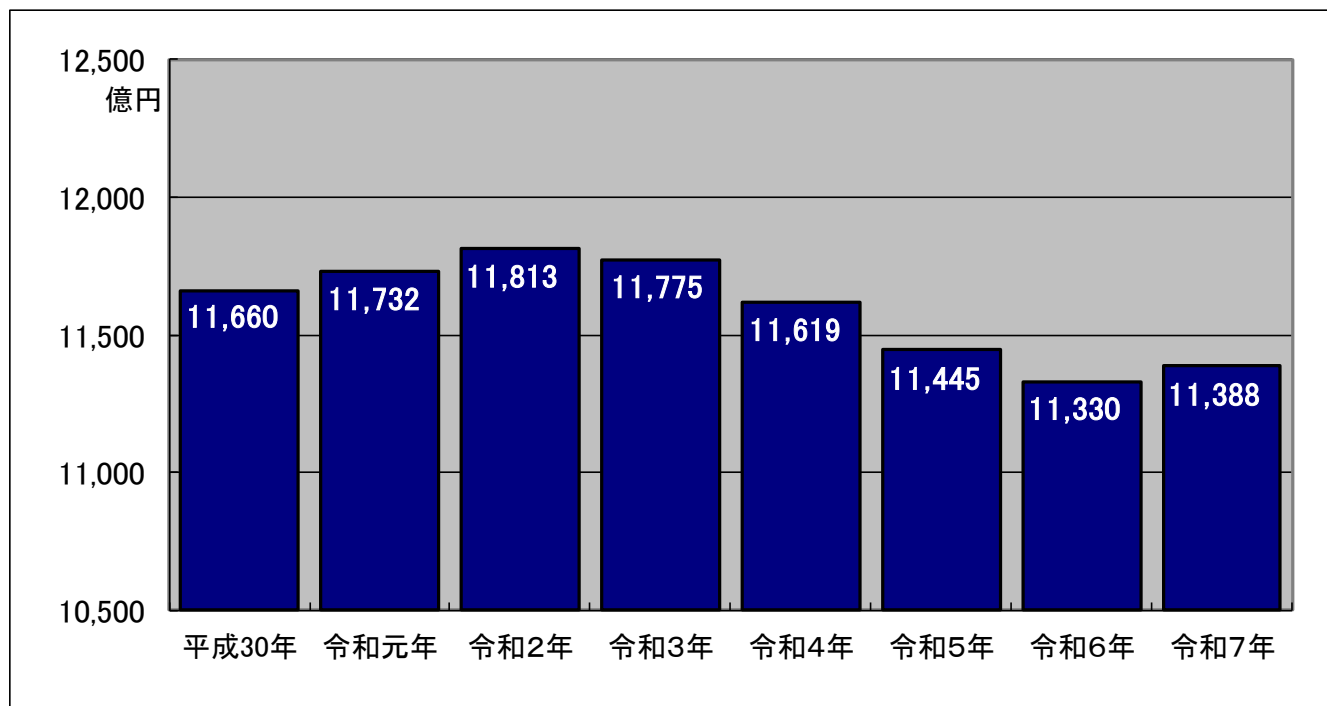
約1兆1,388億円(見込)

=

令和7年度 県税収入

1,150億円

× 約10年



Step3 県の予算について

予算の使いみち(例) [令和7年度予算]

【県立学校の校舎整備：関連予算 約 32 億円】



▲新グラウンド整備中の寒河江工業高校

【激甚化・頻発化する豪雨災害を踏まえた治水対策の推進：関連予算 約 34 億円】



▲吉野川整備状況（南陽市大橋付近） 令和6年3月撮影

私たちの身近なところで役立っているね



【警察：関連予算 約 279 億円】



県民の安全安心の確保

【医療従事者確保対策：関連予算 約 11 億円】



県民が安心して暮らせる医療提供体制の充実を図る

Step4 正しい申告・確かな納税

税の申告と納税を忘れないようにしましょう

税金を納めるということは、社会の会費を納めることと同じであり、国民の義務です。

決められた期限までに納税しなかったり、不正な申告をしたりすると、本来の税額のほかに延滞金や加算金が課せられる場合があります。

延滞金

税金を納期限まで納めないときに徴収されます。

- 納期限の翌日から1か月を経過するまで
延滞金特例基準割合(※1)に年1%を加算した割合
 - それ以後、納税の日まで
延滞金特例基準割合(※1)に年7.3%を加算した割合
- ※延滞金特例基準割合:国内銀行の貸出約定平均金利(新規・短期)の前々年10月～前年9月における平均に、1%を加算した割合

◇但し、納期限が平成25年12月31日以前の場合
[平成25年12月31日までの期間に対応するもの]

- 納期限の翌日から1か月を経過する日まで
税額に特例基準割合(※1)を乗じた額
 - それ以後、平成25年12月31日まで
税額に年14.6%の割合を乗じた額
- (※1)特例基準割合:各年の前年の11月30日を経過するときの商業手形の基準割引率に4%の割合を加算した割合

加算金

税を申告しなかったり、事実より少なく申告したり、税を免れようとした場合に徴収されます。



しっかり納めないと...

- 過少申告加算金(申告が実際より少ない場合)
過少申告加算金=増差税額×10%
ただし、期限内申告税額又は50万円を超える部分は15%
 - 不申告加算金(期限内に申告しなかった場合)(※2)(※3)
不申告加算金=納める税額×15%+50万円超の税額部分×5%
ただし、期限後申告等が更生等を予告してされたものでないときは5%
 - 重加算金(二重帳簿など、故意に税を逃れようとした場合等)(※2)
 - 期限内に申告している場合
増差税額×35%
 - 期限後に申告したり、申告自体しなかった場合
納める税額×40%
- (※2)平成29年1月1日以後に申請書の提出期限が到来する地方税については、過去5年間に不申告加算金又は重加算金を徴収されたことがある場合、更に10%上乘せされます。
- (※3)令和6年1月1日以後に申請書の提出期限が到来する地方税については、納める税額が300万円を超える部分に対し10%上乘せされます。

Step4 正しい申告・確かな納税

未来の山形県のために

みんなの税金は、社会にしっかりと活かされています。
正しい申告と確かな納税で、**豊かで住みよい**
山形県をつくっていきましょう。

○手続などで「わからない」「困った」時は

だれかにちょっと聞いてみると解決できることがあります。疑問などがあったら問合せ窓口に相談してみましょう。

<問合せ窓口>

国 税：最寄りの税務署

県 税：最寄りの山形県総合支庁税務担当課
または山形県庁税政課

市町村税：市役所または町村役場の税務担当課

